

❀ 子ども食堂運営ガイドライン ❀

尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱で規定されている「補助対象事業」(第2条)と「補助対象団体」(第3条)についてのガイドラインです。
事前相談時又は申請受付時に、内容について確認させていただきます。

団体名 _____

確認年月日 _____

	内 容	○又は×
1	子どもに無料又は安価で食事等を提供すること。(目安：200円以内)	
2	食事だけでなく、子どもにとっての交流の場となること。	
3	営利を目的としないこと。	
	宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではないこと。	
4	a 運営者又はボランティアの人が特定の人(例えば、信者又は政党の支持者)だけではないこと。	
	b 利用対象者が特定の人(例えば、信者又は政党の支持者)だけではないこと。	
	c 実施場所に、宗教又は政治等に関連する物が置いていないこと。	
	d 実施時間中に、宗教又は政治等に関連する言動をしないこと。	
	e 宗教団体又は政治団体等のHP等に活動内容を掲載しないこと。	
5	事業実施期間中は、月1回以上実施し、1回の開催時間を2時間以上とすること。	
6	開設時には、常駐できる責任者と活動するスタッフを配置すること。	
7	子ども(18歳未満)の利用が平均して5人以上見込めること。	
8	事業の実施について、チラシ配布やSNSを活用した周知などを行うこと。	
9	利用者の安全管理のため、保険等に加入すること。	
10	保健所に相談していること。(年 月 日)	
11	「福祉目的事業に付随する食事提供行為における食品衛生管理指針」に基づく届出を保健所へ提出していること。(年 月 日 提出済・提出予定)	
12	同じ経費に対して、本補助金以外の他の補助金又は交付金を受けていないこと。	
13	明朗な会計及び経理を実施し、その報告をすること。	
14	市が状況確認のため運営場所に行くことについて同意すること。	
15	子どもの居場所づくりネットワーク意見交換会に参加し、意見交換を行うこと。	

申請をする前に必ず、子どもの居場所づくりネットワーク事務局(電話:0848-22-2114)へご相談ください。

申請後、内容の変更を希望する場合は、子育て支援課までご相談ください。

